

## 立会依頼取扱基準

(昭和 53 年 11 月 8 日 給水部長決)

(最近改正 令和 5 年 11 月 30 日 配水課長決)

### (目的)

- 1 この基準は、他企業体からの立会依頼書、施工通知書および施工協議書に対する配水課と水道センターとの取扱を定めるものである。

### (受付)

- 2 立会依頼書および施工通知書は、所管水道センターで受け付ける。

### (施工協議)

- 3 管の保護、復旧方法等に関する協議は、所管水道センターで行い、必要に応じて配水課と協議を行う。
- 4 現場における立会は、所管水道センターが行い、必要に応じて配水課と協議を行う。

### (緊急立会依頼書)

- 5 立会依頼書および施工通知書が提出されていない時点において、電話等により緊急に立会依頼があった場合には、所管水道センターで対応し、必要に応じて配水課と協議を行う。

### (業務処理)

- 6 本基準に伴う業務処理の区分は、別表のとおりとする。

### 附 則

この基準は、昭和 53 年 11 月 8 日から施行する。

(平成 11 年 9 月 27 日庶務課通知による A4 版化に伴う登載内規見直し)

### 附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 26 日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。

(別表) 他工事に伴う配水設備保安業務の処理区分

業務区分	区分	処理担当		
		施行企業体	配水課	水道センター
①事前調査		1) 図面並びに地上調査 2) 試験掘		○
②工事説明会		工事概要の説明	△ 内容により出席	○ 説明会の内容により配水課と協議
③工事通知	大阪市道路占用工作物 工事執行規則2条1項	着工1週間前に通知		○
④立会依頼		立会依頼書提出 立会日時はその都度連絡		○
⑤工事打ち合わせ	大規模工事	定例打ち合わせ会開催	△ 内容により出席	○ 打ち合わせ内容により配水課と協議
	その他	必要に応じ打ち合わせ会開催	△ 内容により出席	○ 打ち合わせ内容により配水課と協議
⑥立会		その都度、電話等で連絡	△ 内容により立会・協議	○ 立会の内容により配水課と協議
⑦パトロール				○
⑧完了報告		完了報告及び復旧工事 施工写真提供		○ 水道センターで保管